

「表紙共 14枚」

令和4年11月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和4年12月8日(木曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

| | |
|-----------|-----------|
| 1 番 石井照久 | 11 番 河津裕治 |
| 2 番 松原忠雄 | 12 番 川津清則 |
| 3 番 横田秀喜 | 15 番 美野英俊 |
| 4 番 江藤義幸 | 16 番 伊藤明美 |
| 5 番 左原三枝子 | 17 番 原田文利 |
| 6 番 綾垣和子 | 18 番 財津政美 |
| 7 番 森 克男 | 19 番 高瀬義徳 |
| 8 番 飯田 隆 | |
| 9 番 湯浅正徳 | |
| 10 番 川津美利 | |

4 出席事務局職員

局長 武内義則 係総括 田中さおり 主査 小野芳也 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希

1 1月定例総会議事日程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
 - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
 - 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件
 - 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
 - 第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
 - 第6号 別段面積（1 a等）の適用指定申請の件
 - 第7号 12月調査委員の選任について
- 6 報告
 - 第1号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について
 - 第2号 農地法施行規則第53号第1項第14号該当による届出の件
- 7 その他
 - (1) 畜産農家の現状について

(2) 12月現地調査

日 時 12月22日(木) 午前9時～

※ 調査委員

(3) 12月調査委員会

日 時 12月27日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 12月定例総会

日 時 1月10日(火) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

12月13日(火) 農業委員会会長会現地研修会

12月16日(金) 役員会

12月21日(水) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(6) その他 ・「11月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「11月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

事務局長
(武内義則)

定刻になりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。本日は、13番財津満寿光委員、14番中島浩司委員から欠席届が出ております。また、4番江藤義幸委員が少し遅れるということで連絡をいただいております。総会の成立でございますけれども、委員総数19名中出席委員16名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。また、会議に入ります前にお断りをさせていただきますけれども、議事進行上、発言される場合は、挙手をして議長が指名した後に、発言されるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくかマナーモードにさせていただきますよう再度確認をお願いします。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長
(石井照久)

改めまして、こんにちは。今年も最後の定例総会になりました。コロナに始まり、コロナで終わる年でした。また、コロナが身近な人達にかかっているようなので、皆さん方も体調には気を付けてお過ごしいただきたいと思います。また、22日ビーコンプラザにおきましてですね、農地利用最適化推進大会に出席された方はお疲れでございました。今後、農業委員会が関わる地域計画についての説明もございました。行かれなかった方には、手元に資料があると思いますが、熟読して頂きまして、これから先の地域の協議会とかに行ってもらいたいと思います。今日は、議案が終了した後に、酪農の現状について、新聞やテレビとかで色々話題になっておりますが、農業委員会の推進委員の諫山さんが酪農組合の組合長でございますので、今の現状を説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。それでは着座いたしまして、議事進行してまいりますと思います。

議事録署名委員の指名でございます。議事録署名委員は議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(はいの声)

| | |
|------------------------|---|
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>それではですね、議事録署名委員 2 番松原忠雄委員、9 番湯浅正徳委員の 2 名の方をお願いしたいと思います。</p> |
| <p>事務局 (田中さおり)</p> | <p>続きます、議案訂正でございますが、事務局でございますか。</p> |
| <p>事務局 (田中さおり)</p> | <p>はい、議案訂正がございます。議案書の 33、34 ページです。報告第 2 号の分になりますが、18 番から 22 番が借借人〇さんになっているのですが、代表者のお名前の「〇」の字が 18 番、20 番と 19 番、21 番が違っていますが、正しいのは 18 番と 20 番の「〇」という字が正しいですので、19 番、21 番の修正をお願いいたします。事務局からは以上です。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい、ありがとうございます。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>では、早速議案の審議に入りたいと思います。今回の調査委員は、6 番綾垣和子委員、11 番河津裕治委員、17 番原田文利委員の 3 名の方でございました。調査委員長は、6 番綾垣和子委員でございます。よろしく申し上げます。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>それではですね、綾垣委員、現地に行かれましたので、一言お願いいたします。</p> |
| <p>調査委員 (綾垣和子)</p> | <p>今月の調査委員の綾垣です。11 月 24 日に、河津委員、原田委員、事務局と現地を見て参りました。ご審議をよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい、ありがとうございます。 それではですね、資料の 1 ページ、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の件、5 件でございます。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>事務局 (小野芳也)</p> | <p>事務局は説明をお願いします。</p> <p>それでは、私から農地法3条の申請について説明いたします。今月は5件申請が出ております。</p> <p>まずは、議案書1ページ目、番号53番から説明いたします。対象農地は、天瀬町五馬市〇ほか3筆です。地目は、〇と〇が、台帳、現況ともに田となっています。残りの2筆が、台帳、現況ともに畑となっています。面積は4筆合わせまして、4,543㎡です。譲渡人は〇さん、日田を離れて管理ができなくなったため、譲受人の〇さんが譲り受けて農業を始めるものです。こちら赤い丸で示しているところが対象農地となります。付近には、いつま小学校や〇がございます。航空写真はこのようになっております。こちらが字図です。赤で囲んでいる部分が対象の農地になります。続いて、現況写真です。こちらが〇の現況の写真になります。続いて、こちらが〇の現況写真です。こちらが〇の現況の写真です。こちらが〇の現況の写真となります。今回出ています農地のうち、〇と〇につきましては現在、利用権の設定がされております。しかし、今回の議案4号にて解約するようにしております。また、〇さんは新規の就農者となりますが、先ほどお話しいたしました利用権を設定していた農家の方や近隣の農家の方により指導いただけるようになっております。先ほど現況写真でいくつか荒れている状況の場所がございましたが、譲受人の〇さんが雑草等の伐採を行い、管理を行うようになっております。</p> <p>続きまして、番号54番です。対象農地は天瀬町出口〇ほか3筆です。地目は、台帳が田、現況は畑となっています。面積は4筆合わせまして、2,687㎡です。譲渡人は〇さん、現在所有している農地の一部を譲受人の〇さんに財産分与するものです。譲受人の〇さんの所有農地は0㎡となっていますが、譲渡人の〇さんとは、同一の農業経営世帯となっております。農業の経験者であり新規就農者というわけではございません。今回の案件は同一の農業経営世帯内で財産分与するものとなっております。こちら赤丸で示しているところが対象農地となります。県道天瀬阿蘇線沿いに存在する形となります。航空写真はこのようになっております。こちらが字図になります。赤で囲んでいる4筆が対象の農地となります。こちらが現況の写真です。〇の現況写真となります。こちらが〇の現況写真です。こちらが〇、〇の現況写真となります。〇はですね、ちょっと農地が大きいので、別の角度から撮った写真がこちらになります。こちらが別の角度から撮った〇の現況写真となります。</p> |
|-----------------------|--|

続きまして、議案書の2ページ目に参ります。番号55番です。対象農地は東大山〇です。地目は、台帳、現況ともに畑となっております。面積は1,252㎡です。譲渡人は〇さん、農地の管理ができなくなったため譲り渡したいとのことで、譲受人の〇さんが譲り受けて規模を拡大するものです。場所はこちら、赤い丸で示しているところになります。近くには、〇や〇がございます。こちらが航空写真になります。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。こちら現況の写真をみますと、かなり荒れている状況であります、今ここに植わっております梅の木を剪定し、利用できる状況にいたしまして、ご本人さんが草刈りをして、管理をしていくようにしております。

続きまして、番号56番です。対象農地は前津江町大野〇ほか2筆です。地目は、〇と〇は台帳が田、現況は畑です。残りが、台帳、現況ともに田となっております。面積は3筆合わせまして、3,785㎡です。譲渡人は〇さん、管理ができなくなったため譲り渡したいとのことで、譲受人の〇さんが譲り受けて就農したいとのことです。譲受人の〇さんは、新規就農者ですが、10数年まえから地元の前津江で農業を営んでおりますお兄様と同居しており、農業を行っております。今回ご自分で農地を取得して就農するような形です。農機具等の機材につきましては、同居しておりますお兄様の所有しているものを使うようにしております。こちら赤い丸で示している3筆が対象の農地となります。〇の付近に点在している形になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。赤で囲んでいる3筆が対象の農地となります。こちらが現況の写真です。〇の現況の写真となります。こちらが〇の現況写真です。こちらが〇の現況写真となっております。

続きまして、3ページ目、番号57番に参ります。対象農地は大字求来里〇です。地目は、台帳、現況ともに畑です。面積は、817㎡です。譲渡人は〇さん、高齢で農業を続けることが困難になったため譲り渡したいとのことで、譲受人の〇さんが譲り受けて農地を拡大したいとのことです。こちら赤い丸で示したところが対象の農地となります。付近には、日田市葬祭場や〇がございます。こちらが航空写真となっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。

3条の申請は、以上5件となります。ここで現地調査にご同行いただきました綾垣委員にご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

| | |
|------------------------|--|
| <p>調査委員 (綾垣和子)</p> | <p>私たちが見た限り、特に問題がなかったと思います。</p> |
| <p>事務局 (小野芳也)</p> | <p>ありがとうございました。次にチェックシートの説明に参ります。チェックシートの資料のNo. 1をご覧ください。今月のチェックシートが1ページから2ページございます。こちら全て項目に該当しないことが許可の条件となっておりますが、全ての項目に該当していません。つまり、許可を出す分に問題ないということを確認いたしております。事務局からは以上となります。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい。ありがとうございます。 事務局の報告にあるように、許可との結論でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言をいただきたいと思っております。はい、小山委員どうぞ。</p> |
| <p>推進委員 (小山一善)</p> | <p>はい、一応確認ですけれども、番号57番の譲受人○さんの農業従事者男1名女1名となっておりますが、後から出てくる12ページと18ページの案件で農業従事者が6名というふうに記載しているんですけど、どちらが正しいのか、お尋ねしたいと思います。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>事務局、よろしいですか。</p> |
| <p>事務局 (小野芳也)</p> | <p>私のほうからお話しします。3条の申請書を確認したところ、○さんご本人と奥様の名前ですね、お二人でされるということで、3条の申請の方は出ておまして、こちら2名という形で記載させていただいております。</p> |
| <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> | <p>はい、先ほどおっしゃった利用権設定について、農業従事者6名とありますが、これは利用権設定の各筆明細書の書き方が、農業専従者、農業補助者かつ主として農業に従事する者、従として農業に従事する者、というも</p> |

| | |
|------------------------|---|
| | <p>のをすべて通算して記載しています。後で審議する利用権設定の議案についても、農業専従者については、3条申請にあるように2名で間違いないかなと思っております。ただ、さらにその補助者というところに記載していただく分の利用権の4号議案には、追加ですべての農業従事者として入れているので、そういったところの差が出ているのかなと思っております。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>小山委員、よろしいですか。</p> |
| <p>推進委員 (小山一善)</p> | <p>はい。わかりました。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい、ほかに何かございませんか。なかったら、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけでしょうか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> |
| | <p>(全員挙手)</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたします。</p> |
| | <p>続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。事務局は、説明をお願いいたします。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>農地法第4条についてです。議案書が4ページです。今月は1件申請がありました。 番号23、大字西有田〇で、地目は、台帳が田、現況は畑、面積が44㎡の第3種農地です。申請人は日田市上手町の〇さんです。宅地拡張用地として庭や住宅の裏側へ行く通路として利用したいとのこと。場所が、大分自動車道のおおよそ下にある赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、赤い部分が4条の申請地です。この件が4条単独というよりは、後ほどの5条の57番とセットの案件でございます。もともと赤の部分と黄色の部分を足した大きな1筆だったものを、分筆して、この赤い部分は右側の家の古城さん、これが申請者の家ですが、そこが譲り受けるというような内容の申請でございます。こちらが字図で、これがもとの土地の形を赤くしております。分筆すると、細長いとこですね、これが4条の分の土地の字図でございます。現況の写真、このようになっております。 それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> |
| <p>調査委員 (綾垣和子)</p> | <p>私たちが見た限り、特に問題がなかったと思います。</p> |
| <p>事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>ありがとうございます。それではチェックシートについてです。チェックシートは資料No.1の3ページ、4ページです。すべての項目に該当しないことが許可の条件です。書類審査、現地調査で該当しないことを確認できております。私からは以上です。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい、ありがとうございます。事務局のですね、議案説明にあるように問題がないという意向でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。よろしいですか。 なければ、別紙チェックシートのとおり農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>(全員挙手)</p> <p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして、5ページですね、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の件、9件でございます。事務局は説明をお願いします。</p> <p>議案書5ページ、議案第3号農地法第5条についてです。今月は9件申請がありました。</p> <p>番号49、大字庄手〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積が808㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市亀川町の〇さんで、譲受人は日田市石井町1丁目の〇さんです。申請地を譲り受け、宅地分譲用地3区画として利用したいとのことでの申請です。場所が、近くには〇さんや〇さんがございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっていきます。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。</p> <p>続いて、番号50、大字石井〇で、地目は、台帳、現況ともに畑で、面積が28㎡の第3種農地です。譲渡人は佐賀県の〇さんで、譲受人は日田市石井町3丁目の〇さんです。申請地を譲り受け、宅地拡張用地として利用したいとのことでの申請です。場所が〇の近くの赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。もとは、画面上側の赤の線、この長い長方形のところだったものを、一部を分筆して譲り受けるという内容になっております。これから何かをここに建てるというよりは、境界をしっかりと整えるといったような内容のものでございます。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。これまではこの点線にしている部分ですね、ここまでが字図上はこちらの壁の向こう側の方の土地であったものを、画面左側の家の方が譲り受けて、土地の実際の様子と整えるという内容でございます。</p> <p>ページをめくっていただきまして、51番です。51番と52番ですね、譲渡人と譲受人が同じ方ですが、51番はこれから植林するというものです。52番は既に植林してしまっているので、追認ということで分けております。</p> <p>まず、番号51番です。場所が天瀬町女子畑〇と〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積が合計で2,667㎡の</p> |
|--|--|

第2種農地です。譲渡人は日田市天瀬町の○さんで、譲受人は日田市天瀬町の○さんです。申請地を譲り受け、植林したいとのことでの申請です。場所が○さんからかなり山手のほうに入っている赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。赤く囲んでいるのがこの51番の案件のところですが、○の字図と現況の写真です。ちょっと写真では見にくいかと思いますが、道から撮っております、3段、4段ほど段がありまして、谷のようになっているところは、ほとんど柿が植えられておりました。また、中には栗や柚子などがありましたが、この見えている限りの果樹は、すべて切って植林をするという計画で伺っております。もう1筆の○の字図がこちらです。現況の写真がこちらです。こちらは、切ってしまっただけで植林をするということで、土地がこのようにL字型のようになっております。奥のほうを見てみますと、このようになっております。

続いて、52番です。天瀬町女子畑○で、地目は、台帳が畑、現況は山林で、面積が339㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市天瀬町の○さんで、譲受人は日田市天瀬町の○さんです。既に植林しているものの許可を得ていなかったため申請するものです。こちらは追認案件ですので始末書を徴取いたします。場所は51番の案件とほぼ同じ場所です。○さんから山手に上った赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、こちらの赤く印をしているところになります。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。写真が見にくいかと思いますが、背が高いところは別の筆です。手前のまだ植えて5、6年程度かなというこの杉の部分が今回の申請地です。

続いて、番号53番です。大字竹田○で、地目は、台帳が田、現況は畑で、面積が96㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市高瀬本町の○さんで、譲受人は日田市田島3丁目の○さんです。申請地を譲り受け、資材置場として利用したいとのことでの申請です。場所が、近くにあるのが○さんや三芳小学校などがあり、赤く丸をしているところです。こちらが航空写真です。赤く示しておるところが今回の申請地です。北側ですね、この部分はすでにこの○さんが許可を受けて資材置場として利用しております。ただこの部分が足りなくなってきたので、この部分に、今回申請する分を拡張していきたいという主旨のものでございます。字図で見ると、このようになっております。こちらが現況の写真です。航空写真の中に入っている黒の実線が字図を反映したものです。この航空写真はちょっと古いものでありますので、実際にはこういった分譲地になっておりました、奥の部分は家が建っているなど、写真と現状、周りの土地の様子が変わっております。

続いて、番号54番です。大字高瀬○で、地目は、台帳、現況ともに田で、面積が232㎡の第3種農地です。譲渡

人は日田市誠和町の○さんで、譲受人は日田市玉川3丁目の○さんです。申請地を譲り受け、宅地分譲用地として利用したいとのことでの申請です。場所は、近くには南部中学校がありまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。上から見た様子ですと、全面フラットのような形に見えるかと思いますが、この後現地の写真をご覧いただきますが、ここの道からちょっと一段下がっております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。この砂利の面、これが先ほどの道のところですけど、そこから一段下がっております、なかなか機械の進入などもちょっと難しいところかなというふうに現地調査の際に見受けられました。

ページをめくっていただいて、55番に移ります。場所が丸山2丁目○で、地目は、台帳、現況ともに田で、面積が985㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市清岸寺町の○さんで、譲受人は福岡県の○さんです。申請地を譲り受け、共同住宅として利用したいとのことでの申請です。場所がで、日田林工高等学校さんのすぐ近くにある赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。転用目的は共同住宅ですね、隣の土地に似たようなものが建っております。こういった形の共同住宅で、図面見ますと10世帯は入れるような図をいただいております。この土地の奥半分建てて、手前は入っている方々の駐車場をつくるという計画でございます。

続いて、番号56です。丸の内町○と○で、地目は、台帳、現況ともに田で、面積が合計で80㎡の第3種農地です。譲渡人は神奈川県○さんで、譲受人は京都府の○さんです。申請地を譲り受け、進入路として利用したいとのことでの申請です。場所のご説明ですね、一番近くにあるのは○さんです。そのほかは○さんがこちらにいたり、○さんがいたりして赤く丸をしている、こういった位置関係ある農地です。航空写真で見ると、こういったふうになっております。赤い部分が今回の申請された土地です。先にご説明をすると、私もこの申請が出てきた時に、京都にお住まいの方が日田の農地を転用して、進入路として使うというところで違和感を覚えまして、どういったことですかということで聞き取りを行いました。この譲受人の○さんがこちら北側の田んぼを持ってらっしゃいます。ただ、京都にお住まいであるということや年齢的な問題で、なかなか自分で管理ができずに人に作ってもらっていたそうです。ただ、こちらの土地は今回の申請で分かるように別の方が持ってらっしゃるということもあって、また、機械が大型化しているなどで借りていた人は進入路がないということで、ちょっとできないと断られたそうです。そういったこともあって、これまで農業委員会のほうに、ここ2年ほどこの土地の農地の利

用をどんなふうにしようかということで、ご相談を受けることがあっておりました。誰か借りてくれる方がいた時のために、ここの部分を機械が入れられるような進入路を作りたいという主旨での申請というもので伺っております。先に状況を説明してしまいましたが、こちらが字図ですね。こちらが現況の写真です。赤い線の向こう側にあるもの、奥に広がっている家までのところの間は譲受人の方が所有されております農地になります。ここを誰かに頼むときに進入路がないと頼めないからということで、転用したいということです。

ページが変わりまして、57番に移ります。こちらは先ほど4条でご審議いただいた案件とセットのものでございます。大字西有田〇で、地目は、台帳、現況ともに田で、面積が600㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市上手町の〇さんで、譲受人は日田市上手町の〇さんです。申請地を譲り受け、貸資材置場用地として利用したいとのことでの申請です。場所は先ほど4条でご覧いただいた場所とほぼ一緒ですね。高速道路の下になる赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。今度は赤い方ですね、広いところのほうが、57番の申請地でございます。元の字図、今の字図で、こういった形になっております。現況の写真はこういった様子でございます。貸資材置き場ということですので、誰かに貸しますかとお伺いしたところ、近隣の建設業をされている方に貸すということでお伺っております。その方は今どうしてるんですか、600㎡使うなら今ここに置こうとしている資材などはどうしているんですかと伺ったところ、すぐ近くに、今借りているところがあるそうです。ただ、そこがこの12月末までで借りの契約が終わってしまうので、新しい場所を探しているということでここを貸すということです。資材置場や駐車場などは、県の方からですね、ほかのものにすぐに転用されてしまう可能性があるので、十分に審査するように伺っておりまして、もう少し詳しく教えてくださいということで、例えばどれくらい使う予定ですかということをお伺いしたところ、3年から5年は建設業の方に貸して、資材置き場として使う予定として伺っております。合わせてですね、第3種農地ですので、場所としては例えば宅地分譲地とか普通に家を建てるとかそういった計画が成り立っておけば、許可できる場所ではありますので、その制度説明もしましたが、それでもやはり貸資材置場ということで、間違いはないということでございましたので、そのまま議案に掲載いたしております。

それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。

| | |
|------------------------|---|
| <p>調査委員 (綾垣和子)</p> | <p>特に問題はなかったと思います。</p> |
| <p>事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>ありがとうございます。それではチェックシートについてです。チェックシートは、資料No. 1の5ページから8ページまでですね。となっております。全ての項目に該当しないことが許可の条件ですが、書類審査、現地調査で該当しないことを確認できております。私から以上です。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、問題はないというようなことでございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。</p> |
| <p>4 番 (江藤義幸)</p> | <p>はい。江藤委員どうぞ</p> |
| <p>4 番 (江藤義幸)</p> | <p>4番の江藤ですが、5ページの52番ですが、始末書はどちらからもらいますか。</p> |
| <p>事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>始末書は双方から頂きます。</p> |
| <p>4 番 (江藤義幸)</p> | <p>申請者というのは誰ですか。</p> |
| <p>事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>5条の申請書は、どちらの方の名前も出てくる、いわば連名になります。双方から申請があつているということになります。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>4 番 (江藤義幸)</p> | <p>はい、わかりました。</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>ほかに何かございませんか。</p> <p>はい。なければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>調査委員長、終了でございますので、一言お願いします。</p> |
| <p>調査委員 (綾垣和子)</p> | <p>丁重なご審議ありがとうございました。</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>お疲れ様でございました。</p> <p>それではですね、10ページですね、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規6件、再設定13件、中間管理事業（一括方式）新規7件、中間管理事業（一括方式）更新2件、中間管理事業（利用権の種類の変更）新規1件、解約3件、中間管理事業（解約）1件でござ</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>います。議事参与の方がおられますので退出をお願いしたいと思います。○番○委員、退出をお願いいたします。</p> <p>(○委員、退席)</p> <p>先に、○番○委員の関係で、○ページのNo.○、借り手が○でございます。これに関しまして、審議をお願いしたいと思います。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>(○委員、着席)</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼され、また、本市の基本構想に適合するとともに、権利者が経営地の全てを効率的に利用し、必要な農作業を常時従事する者として作成されたものでございます。それぞれの委員の方々のエリアにおいてご確認をお願いします。問題があれば、挙手をしてご発言いただきたいと思います。</p> <p>はい、小山委員どうぞ。</p> |
| <p>推進委員 (小山一善)</p> | <p>13ページの295番、この件で、上段を貸し借りするのは、土地改良区の中に地番、面積と貸し手の○さんの名前はありますが、下段の方の○、99㎡については、まったく改良区の図面の中にこの地番も何も全くないんですよ。いくら調べても。今日でなくてもいいので、事務局がどこのところにあるのかを調べていただきたい。</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>改良区として、賦課金を徴収しなければなりませんので、もし間違っていた場合には問題になりますので、今日でなくてもいいですから、調べて教えていただきたいと思います。以上です。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい、ありがとうございます。事務局の方で、調査して報告するようにいたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p>はい、他に何かございませんか。飯田委員、どうぞ。</p> |
| <p>8 番 (飯田隆)</p> | <p>お尋ねですが、306番ですね、借り手の方の住所が鹿児島県ですね、放牧地ということで、牧草とかそういうものを作っている状況なんですか。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい、事務局、お願ひします。</p> |
| <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> | <p>はい。おっしゃるとおり、こちらは牧草地というふうになっておりまして、これは、再設定ということでした、この法人は合併等がありましたが、かつて5年前の議案では宮崎に会社があつて、その中で上津江のほうでも、牧草地、実際には牛をここに放しているような状態で議案に上がっていたものなので、今後も同じように使われていくのではないかなと思います。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>飯田委員、よろしいですか。</p> |
| <p>8 番 (飯田隆)</p> | <p>借り手の住所が鹿児島県ということで、ちょっとお伺ひしました。</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>ほかにございませぬか。はい、美野委員、どうぞ。</p> |
| <p>1 5 番 (美野英俊)</p> | <p>1 4 ページの 2 9 7 番、この分で○番地というのがありますが、ただ更新したようすけど、これは、ほ場整備の関係で、ちょっと具体的にはまだわかりませぬけど、916㎡はおそらく1,300㎡ぐらいにならないかと思います。これは、令和6年の最終的に登記ができるような状態らしいですが、すごく変わると思います。ほ場整備の関係ですぬ、残りの2件は変わりませぬ。これは対象外ですから。関係ありませぬ。以上です。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>事務局、お願いします。</p> |
| <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> | <p>事務局ですが、○の件は申請をされた際にこういった状態であると、再設定をするにはするけども、今後ほ場整備で面積が変わって、おそらく2筆合わさる、隣の筆と合わさるようになるだろうという話も受けております。その時が、完了するまではこの面積でとりあえずというふうには話は伺っております。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>美野委員、よろしいですか。</p> |
| <p>1 5 番 (美野英俊)</p> | <p>はい。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>他に何かございませぬか。なかつたら、よろしいですか。計画の要請の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の確保及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がほか</p> |

| | |
|---|--|
| <p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> | <p>になかったらご承認いただきましょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>続きまして、27ページですね。議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。6件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案書27ページ、議案第5号現況証明書の発行についてです。今月は6件申請があがっております。</p> <p>まず50番、大肥〇で、登記地目は畑、現況は山林、面積が269㎡です。申請人は大肥本町の〇さんで、申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所ですが、大肥本町の信号のある交差点から、国道を超えて北に進み少し入ったところにあります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。一部果樹というか銀杏の木などもあるんですけども、その周りもほとんど荒れていてちょっと草を刈ったぐらいではどうにもならないような状況であると思います。</p> <p>続きまして51番、大山町西大山〇で、登記地目は畑、現況は宅地で、面積は94㎡、申請人は西大山にお住いの〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。場所ですが、大山の〇から前津江へ向かう県道との交差点のすぐ近くにあります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。こちら建物が建っておりますが、昭和35年に建築されておるといふうに、固定資産の状況からなっております。こちらは裏から見た状況です。こちらは、非農地化して20年という要件を満たすということになります。</p> |
|---|--|

次が、52番、天瀬町女子畑〇です。登記地目は畑、現況は宅地、面積は212㎡です。申請人は女子畑、この申請地の隣の家にお住いの〇さんで、申請理由は農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2、農地転用許可申請書に記載した目的通りに転用され、非農地化した土地に該当するものです。場所ですが、〇の集落から玖珠川を渡りまして南に行った集落の中にあります。こちらが航空写真で、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。転用許可どおり、車庫と倉庫が建っています。こちら転用許可が平成24年2月で、固定資産の状況から倉庫など平成24年5月に建てられているとなっているので、許可後すぐに転用が完了したと思われま

す。続いて53番、東有田〇で、登記地目は畑、現況が山林で、面積は1,208㎡です。申請者は秋原町の〇さんで、申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所ですが、ウッドコンビナートの東側の山の中になります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。現在の状況がこのようになっております。

続きまして54番、丸山一丁目〇で、登記地目は畑、現況は雑種地、面積は138㎡で、申請人は福岡県の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準1、災害で非農地化し、農地への復旧が困難な土地に該当するものです。場所は、豆田の上町通りから一新橋を渡り、北側の住宅街の中にあります。こちらが航空写真で、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。この土地の一部は〇という宅地部分と境界が未定となっております。こちらこの赤で囲まれた部分2筆で、この状態ということです。宅地部分は航空写真を見る限り倉庫が建っていたようですが、現在は解体して更地となっております。この航空写真の赤枠の北側は農地として残っておりまして、登記簿通り138㎡、そのくらいであろうというふうになります。そして農地としていた形跡があるんですけども、現在、このように砂や砂利が転がっております。水害の被害を確認しましたが、この土地に関しては平成24年、平成29年両方に花月川が氾濫した時に大きな浸水被害があったということで、罹災証明なども出ておるような状況ですので、発行基準1として問題ないかなと思われま

す。最後に55番、天瀬町女子畑〇で、登記地目は畑、現況は山林で、面積は383㎡で、申請者は天瀬町にお住いの〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所は、〇などがある川原の

| | |
|-------------------------|---|
| <p>推進委員 (佐谷野利幸)</p> | <p>集落の南側にありまして、航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>○さんの件ですが、進入路が以前はあったんですけども、今は管理する人がいっしょらなくて、説明にありましたような内容で妥当かと思っております。よろしくお願い致します。</p> |
| <p>推進委員 (河津昭二郎)</p> | <p>はい、51番の件ですけど、11月21日に現地調査をしました。見てわかりますように、畑ではない、建物がありますので、これは非農地だと思います。よろしくお願い致します。</p> |
| <p>推進委員 (高瀬俊和)</p> | <p>52番は住宅地で問題ないと思います。それから、55番につきましては、管理していたと思っておりますけど、それが今は竹がこのようになって、もう回復できないじゃないかと、それと崖下ですので、もし回復しても要はなさないのでないかと思っておりますので、妥当じゃないかと思いました。</p> |
| <p>推進委員 (小山一善)</p> | <p>53番ですね、この件については、11月18日事務局と現地調査いたしました。画面でご覧のように荒れ放題で、○さんという方は、近くに住んでいなくて、もう農地に戻すということも不可能ですので、非農地証明をぜひ発行していただきたいと思っております。</p> |
| <p>推進委員 (高倉等)</p> | <p>54番の件です。農地委員の高倉です。11月17日現地を確認しました。2度の水害あって非農地化している状況が、はっきりわかりました。問題ないかと思っております。よろしくお願い致します。</p> |
| <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> | <p>はい。ありがとうございます。事務局からの説明は以上です。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい。ありがとうございます。事務局の説明、推進委員から説明がございました。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。</p> <p>それではですね、ご意見がなかったら、ご承認いただけましょうか。</p> <p>(はいの声)</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい。ありがとうございます。非農地証明書を発行いたしたいと思います。</p> <p>続きまして、30ページ議案第6号別段面積(1a等)の適用指定申請の件、1件でございます。事務局は説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> | <p>別段面積の適用指定申請について、農地法3条許可での25aの耕作面積の例外として、空き家バンクに登録してある場合、これに付随する農地については耕作面積に関係なく3条の申請ができる例外としての申請ですが、今月は1件上がっております。</p> <p>議案書30ページですね、番号4番、小野〇で、申請者は大分市の〇さんです。場所は、小野小学校の北、〇のすぐそばになります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。申請地はこの赤く囲まれている部分です。空き家に隣接しております西側の青く囲んでいるところになります。現在の状況はこのようになっております。一時期はかなり荒れていたようで、買受希望者も、ここ現況田となっておりますが、田としての利用はできないのではないかとということで、端のほうに果樹ですね、柚子や柿等が植わっている部分があります。そこはそのままにして、残りの部分でナスやトマト、キュウリなどを植えるという計画があるということです。</p> <p>別段面積の適用指定申請は以上1件になります。適用指定の目安については、資料No.1の最後のページに載せております。現地の状況につきましては、地元の委員である美野委員に立ち会っていただきまして問題ない旨</p> |

| | |
|---|--|
| <p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>確認をしております。事務局からの説明は以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。議案第6号ですね、別段面積の適用指定申請の件、何かございますか。なければ、ご承認いただけましょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。別段面積の適用指定申請の件、受け付けたいと思います。</p> <p>続きまして、31ページ、議案第7号12月調査委員の選任につきまして、日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき、選任するものでございます。私からの指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、それではですね、私のほうから指名させていただきたいと思います。7番森克男委員、13番財津満寿光委員、18番財津政美委員の3名の方をお願いしたいと思います。調査委員長は、今日欠席されていますけれども、財津満寿光委員のほうをお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、32ページ報告です。事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について</p> <p>報告時に第4号議案に議案修正がわかったため、追加で報告 26ページ 320番 貸し手の氏名が「○」は誤りで、「〇」に修正をお願いします。</p> |
|---|--|

報告第2号 農地法施行規則第53号第1項第14号該当による届出の件

7番、その他

(1) 畜産農家の現状について

(2) 12月現地調査

日 時 12月22日(木) 午前9時～

※ 調査委員

(3) 12月調査委員会

日 時 12月27日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 12月定例総会

日 時 1月10日(火) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

12月13日(火) 農業委員会会長会現地研修会

12月16日(金) 役員会

12月21日(水) 常設審議委員会(大分市)(会長)

- (6) その他
- ・「11月分農業委員会活動記録簿」の提出日
 - ・「11月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年1月10日

議 長 会 長

署 名 委 員 2 番

署 名 委 員 9 番